

標準化委員会細則

(目的)

第1条 本細則は、医療情報標準化推進協議会（以下、HELICS協議会と称す）会則第15条第4項の規定に基づき設置されるHELICS協議会の標準化委員会（以下、本委員会と称す）の業務執行に係わる事項について規定する。

(委員会の業務)

第2条 本委員会は、会則第18条第1項に定める業務を執行することを目的とする。

(議長および議決)

第3条 本委員会の議長は委員長が務める。

2 本委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

(議事録)

第4条 本委員会の議事録は、書面または電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 議事録は事務局が作成する。

3 事務局が出席しない場合は、委員長が議事録作成者を指名する。

(改廃)

第5条 本細則は、理事会の決議により改廃できる。

附則

本細則は2018年12月19日をもって実施する。